

横浜市立みなと赤十字病院 就職推薦規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市立みなと赤十字病院（以下、当院という）に就職を希望する優秀な学生を学校推薦枠として受け入れるために必要な手続き等を定める。

(対象者)

第2条 本規程の対象者は、日本赤十字学園が運営する看護大学および横浜市内看護師養成学校（専門学校・看護大学・看護系学部）に在籍し看護教育課程にある学生であって、出身学校長の推薦を受けた者とする。

2 前項に定める看護大学の4年生又は専門学校3年生は、前項の推薦を受けた上で当院の採用試験を受験し、内定を得なければならない。

3 内定を受けた場合には当院への就職が確約できる者でなければならない。

4 当院の奨学生は対象外とする。

(募集人数)

第3条 募集人数の上限は下記のとおりとする。

- (1) 日本赤十字看護大学看護学部 5名
- (2) 日本赤十字看護大学さいたま看護学部 3名
- (3) 上記以外の日本赤十字学園が運営する看護大学 各2名
- (4) 神奈川県内の実習校 各2名

(推薦基準)

第4条 推薦基準は、出身学校長が人物・能力等について責任をもって推薦できる者であって、下記を満たす者とする。

- (1) 人体の構造に対する理解や各看護実習など学校における成績が優秀であること。
- (2) 部活動、学内活動、ボランティア活動、その他の課外活動に積極的に参加していること。
- (3) 当院において実施される病院見学又は職場体験に参加していること。
- (4) 当院への就職を強く希望し、当院に貢献することが見込まれ、逞しくしなやかで心身ともに健康であること。

(申し込み)

第5条 学校の推薦によって就職しようとする学生は、新規卒業者向け看護師採用試験に応募する際、通常必要な書類に加え、学校が作成した様式1「推薦書」を添えて当院あて送付する。

2 学校の推薦書は学校長の責任において記入し、必ず出身学校で封印する。

(選考)

第6条 書類選考による一次試験および面接選考による二次試験によって実施する。

2 二次試験日は新規卒業者向け一般採用試験の第1回採用試験日とする。

3 推薦された者は原則、合格を前提とした選考を行う。

(内定通知)

第7条 合否結果は申込者本人に伝達される。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年12月1日 一部改正